

令和8年熊本地震に係る 第1回熊本市災害義援金 配分委員会

日時:令和8年(2026年)10月26日(月)14時から
場所:熊本市役所10階会議室

報告事項

対象被害		人数・世帯数
人的被害	死 亡 者	5人
	重 傷 者	54人
住家被害	全 壊	76世帯
	大 規 模 半 壊	39世帯
	中 規 模 半 壊	141世帯
	半 壊	724世帯
	準 半 壊	1,918世帯
	一 部 損 壊	14,409世帯
	合 計	17,307世帯

<今後の見込み>

- ・現在も、り災証明書の申請受付を継続しており、二次調査及び再調査により被害区分が変更となる場合がある。
- ・また、災害関連死の認定等により、人的被害の件数が増加する可能性もある。
- ・このため、被害状況及び義援金の配分対象件数については、今後も変動することが見込まれる。

1 県取扱義援金の受入額

熊本県(9/17時点)	12,172,524,932円
日本赤十字社(8/31時点)	8,442,988,836円
共同募金会(8/31時点)	211,790,404円
合計	20,827,304,172円 (208億2,730万4,172円)

2 県における第一次配分の概要

令和8年(2026年)9月28日(月)開催の令和8年熊本地震災害義援金配分委員会において、県内の40市町村に対する配分基準が決定され、受け付けた義援金の約32%(約66億円)が第一次配分とされた。

対象被害		配分比率	配分額
人的被害 (1人当たり)	死者	1.0	1,000,000円
	重傷者	0.1	100,000円
住家被害 (1世帯当たり)	全壊世帯	1.0	1,000,000円
	大規模半壊世帯	0.75	750,000円
	中規模半壊世帯	0.5	500,000円
	半壊世帯	0.3	300,000円
	準半壊世帯	0.1	100,000円
	一部損壊世帯	定額	50,000円

※第一次配分においては、「解体世帯」は考慮しない。

3 本市への第一次配分額

対象被害		配分基準額	算定基礎	配分額
人的被害 (1人当たり)	死 亡 者	1,000,000円	5人	5,000,000円
	重 傷 者	100,000円	40人	4,000,000円
住家被害 (1世帯当たり)	全 壊	1,000,000円	60世帯	60,000,000円
	大 規 模 半 壊	750,000円	31世帯	23,250,000円
	中 規 模 半 壊	500,000円	105世帯	52,500,000円
	半 壊	300,000円	451世帯	135,300,000円
	準 半 壊	100,000円	1,417世帯	141,700,000円
	一 部 損 壊	50,000円	13,142世帯	657,100,000円
配分額合計			1,078,850,000円 (10億7,885万円)	

※人的被害:令和8年(2026年)9月17日に実施した市町村向け調査に基づき配分
※住家被害:第4回復旧・復興本部会議(令和8年(2026年)9月18日)において報告された件数を基に配分

<参考>市町村別配分額

No.	市町村	配分額	No.	市町村	配分額
1	熊本市	1,078,850,000円	21	菊陽町	40,750,000円
2	八代市	1,669,900,000円	22	高森町	400,000円
3	人吉市	3,000,000円	23	西原村	5,150,000円
4	荒尾市	400,000円	24	南阿蘇村	1,500,000円
5	水俣市	9,950,000円	25	御船町	341,600,000円
6	玉名市	4,750,000円	26	嘉島町	55,750,000円
7	山鹿市	1,200,000円	27	益城町	288,050,000円
8	菊池市	9,750,000円	28	甲佐町	128,000,000円
9	宇土市	535,300,000円	29	山都町	8,900,000円
10	上天草市	55,950,000円	30	氷川町	815,600,000円
11	宇城市	1,212,000,000円	31	芦北町	99,800,000円
12	阿蘇市	500,000円	32	津奈木町	2,050,000円
13	天草市	15,000,000円	33	錦町	150,000円
14	合志市	24,850,000円	34	多良木町	950,000円
15	美里町	196,850,000円	35	湯前町	100,000円
16	玉東町	1,050,000円	36	相良村	200,000円
17	南関町	150,000円	37	五木村	50,000円
18	長洲町	400,000円	38	山江村	50,000円
19	和水町	200,000円	39	球磨村	100,000円
20	大津町	15,750,000円	40	あさぎり町	150,000円
				40市町村	6,625,100,000円

1 本市の義援金の状況

(1) 受入期間:令和8年(2026年)7月30日
~令和9年(2027年)3月31日

(2) 受入方法:

① 窓口 7箇所

- ・健康福祉政策課
- ・中央/東/西/南/北区役所(各区総務企画課)
- ・東京事務所

② 募金箱 11箇所

- ・市役所総合案内
- ・東/西/南/北区役所
- ・熊本城本丸お休み処
- ・熊本城二の丸お休み処
- ・桜の馬場城彩苑
- ・動植物園
- ・競輪場
- ・東京事務所

③ 口座振込

肥後銀行、ゆうちょ銀行に専用口座開設

④ 現金書留

健康福祉政策課にて受入れ

2 受入額(令和8年(2026年)9月30日時点)

本市における受入総額: 495,556,018円
(4億9,555万6,018円)

3 内訳

個人	9,785件	198,936,763円
企業、自治体等	1,038件	294,837,699円
募金箱		1,781,556円
合計	10,823件	495,556,018円

審 議 事 項

1 基本方針

・被害区分ごとの配分額は、令和8年(2026年)9月30日時点の対象件数を算定基礎として設定する。

・県から本市への配分額については、その全額を県が定めた配分基準に基づく支給に充てることとし、これに本市が受け入れた義援金を原資とする本市独自配分額を上乗せし、被災者へ配分する。

2 配分対象地域

本市全域を対象とする。

3 配分対象者

(1)人的被害

令和8年熊本地震により死亡した方の遺族及び重傷を負った方を対象とする。

(2)住家被害

令和8年熊本地震により、被災時に居住していた住家に被害を受け、本市から、り災証明書の交付を受けた世帯を対象とする。

4 第二次配分以降について

前述した第一次配分に係る配分比率について、当該比率に基づき、引き続き第二次配分以降を行う場合は、被災者へ迅速に義援金をお届けするため、本市委員会は開催せず、事務局において当該比率に基づく算定・配分を行う。

1 義援金の受入状況(令和8年(2026年)9月30日時点)

県からの配分額	1,078,850,000円
本市が受け入れた義援金	495,556,018円
合計	1,574,406, 018円 (15億7,440万6,018円)

2 第一次配分における原資の取扱い

- ・第一次配分の原資には、県から本市への配分額及び本市が受け入れた義援金の一部を充てることとする。
- ・り災証明書の申請受付が継続していることに加え、二次調査及び再調査による被害区分の変動、災害関連死者等の増加の可能性を踏まえ、本市が受け入れた義援金の一定額は留保する。
- ・県配分額は令和8年(2026年)9月17日・18日時点、本市所要額は9月30日時点の件数に基づくことから、被害件数の増加が県配分額には反映されておらず、不足が生じることから、当該不足分について、本市受入義援金を充当する。

<第一次配分における各原資の取扱い>

原資	第一次配分への使用額	使用目的
県からの配分額	全 額 を 使 用	県が定めた配分基準額による配分
本市が受け入れた義援金	一 部 を 使 用 (一 定 額 を 留 保)	県配分額の不足分への充当及び本市独自配分額の上乗せ
合計	上 記 の 合 計 額	県基準分に本市独自配分額を上乗せして配分

1 本市独自配分額の算定の考え方

- ・県が義援金受入総額の約32%を第一次配分に使ったことを踏まえ、本市独自配分総額についても、本市の義援金受入総額の3割程度となるよう、被害区分ごとの配分額を設定する。
- ・被害区分間の配分比率等は、県の配分基準に準拠することとし、本市独自の上乗せ基準は設けない。

2 本市独自配分額の配分比率等

対象被害				配分比率等
人的被害 (1人当たり)	死	亡	者	1.0
	重	傷	者	0.1
住家被害 (1世帯当たり)	全	壊	世	1.0
	大	規	半	0.75
	中	規	半	0.5
	半	壊	世	0.3
	準	半	壊	0.1
	一	部	損	定額(全壊比0.05相当)
		壊	世	

3 本市独自配分額の算定結果

対象被害		市独自配分額 (1人・1世帯当たり)	対象件数	所要額
人的被害 (1人当たり)	死 亡 者	120,000円	5人	600,000円
	重 傷 者	12,000円	54人	648,000円
住家被害 (1世帯当たり)	全 壊	120,000円	76世帯	9,120,000円
	大 規 模 半 壊	90,000円	39世帯	3,510,000円
	中 規 模 半 壊	60,000円	141世帯	8,460,000円
	半 壊	36,000円	724世帯	26,064,000円
	準 半 壊	12,000円	1,918世帯	23,016,000円
	一 部 損 壊	6,000円	14,409世帯	86,454,000円
		合計 (市独自配分額)		157,872,000円

(1億5,787万2,000円)

※本表は、前述のとおり令和8年(2026年)9月30日時点の対象件数を算定基礎として所要額を算定しているものであるが、同日時点の対象件数は、今後、データの精査・修正、判定結果の変更等により、遡及して修正する場合がある。

※実際の第一次配分では、より実態に即した配分を行うため、令和8年9月30日より後の日を基準日とし、その日までに対象となった方を含めて配分を行う場合がある。

※対象件数が変動した場合も、被害区分ごとの配分額は変更せず、確定した件数に基づき、配分所要額及び配分後残額を再算定する。

4 対象者への第一次配分額(県分＋市独自分)

対象被害		県配分基準額	市独自配分額	対象者への 第一次配分額	対象件数	第1次配分所要額
人的被害 (1人当たり)	死 亡 者	1,000,000円	120,000円	1,120,000円	5人	5,600,000円
	重 傷 者	100,000円	12,000円	112,000円	54人	6,048,000円
住家被害 (1世帯当たり)	全 壊	1,000,000円	120,000円	1,120,000円	76世帯	85,120,000円
	大規模半壊	750,000円	90,000円	840,000円	39世帯	32,760,000円
	中規模半壊	500,000円	60,000円	560,000円	141世帯	78,960,000円
	半 壊	300,000円	36,000円	336,000円	724世帯	243,264,000円
	準 半 壊	100,000円	12,000円	112,000円	1,918世帯	214,816,000円
	一 部 損 壊	50,000円	6,000円	56,000円	14,409世帯	806,904,000円
次配分所要額は、県配分基準額による所要額と本市独 額の合計額である。 次配分後の残額は、第二次配分以降の原資として留保					第1次配分所要額 合計	1,473,472,000円
					義援金受入額合 計	1,574,406,018円
					第1次配分後残額 (見込)	100,934,018円

※第一次配分所要額は、県配分基準額による所要額と本市独自配分額の合計額である。

※第一次配分後の残額は、第二次配分以降の原資として留保する。

時期	内容
令和8年(2026年)10月26日	本市義援金配分委員会において、第一次配分の基準及び配分額を決定
令和8年(2026年)12月上旬頃	対象者への通知発送①<申請不要の方> 災害弔慰金又は災害見舞金の支給を受けた方に、義援金を支給口座へ振り込む旨を通知
令和8年(2026年)12月中旬頃	対象者への通知発送②<申請が必要な方> 上記以外の配分対象者に、配分申請書(請求書)及び返信用封筒を送付
令和9年(2027年)1月中旬頃	義援金の支給開始

- ・対象件数の精査、事務処理の状況により、スケジュールは変更となる場合がある。
- ・災害弔慰金、災害見舞金の支給を受けた方については、事前に文書で通知した上で、申請を要しない「プッシュ型」により、災害弔慰金等の支給口座へ義援金を振り込む。
※災害弔慰金：災害により亡くなられた方のご遺族が対象
※災害見舞金：災害により1ヶ月以上の重傷を負った方、り災証明書の判定が準半壊以上の方等が対象
- ・上記以外の配分対象者には、配分申請書（請求書）を送付し、申請書を提出された方から順次、義援金を振り込む。
- ・市政だより、市ホームページ等でも広報を行う。
- ・今後の県からの第二次配分や、本市における義援金の受入状況等を踏まえ、本市の第二次配分を検討する。